

未成年口座（こども口座）取扱い規程

（規程の趣旨）

- 第1条 この規程は、未成年者（以下「お客さま」といいます）の法定代理人が、お客さまのために、お客さまを名義人とする「総合取引口座」（以下、「こども口座」といいます）の開設をセゾン投信株式会社（以下「当社」といいます）に申込み、「こども口座」において当社が提供するサービスを利用する場合の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
2. お客さまが成人した場合は、「セゾン投信総合取引約款・規程集」（以下「約款」といいます）に基づく「総合取引口座」に変更され、本規程が適用されることはありません。

（ご利用および申込方法）

- 第2条 お客さまは、本規程のほか、約款に従い「こども口座」のお申込みおよび取引等を行うものとします。

（規程の例外）

- 第3条 本規程と約款との間に抵触する規程がある場合は、この規程が優先するものとします。また、この規程に定めのない事項は、約款に従うものとします。

（法定代理人の届出等）

- 第4条 お客さまは、当社の「こども口座」を申込み場合には法定代理人を当社に届け出るものとします。
2. お客さまは、第1項の届出に際し、法定代理人とお客さまの続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本その他、当社が定める確認書類を提出するものとします。
3. 法定代理人が複数人いる場合は、「こども口座」についての権利を行使し、義務を負う者1名（以下「代表法定代理人」といいます）を定めるものとします。
4. 代表法定代理人は、あらかじめ当社に「総合取引口座」を開設している方に限るものとします。
5. 代表法定代理人は、「こども口座」における取引を行うほか、「こども口座」を利用するうえで当社が定める手続きを行うものとします。

（届出事項の変更）

- 第5条 代表法定代理人は氏名、住所、法定代理人や代表法定代理人など当社へお

届けいただいた事項に変更があった場合、または、管理権喪失の審判がなされたとき、管理権を辞任したとき、「こども口座」に係る財産に関する権限を失ったときは、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

(解約)

第6条 当社は、お客さまが「約款」の第1節 総合取引第8条第1項に定めるほか、当社に届け出のあった法定代理人等について虚偽または虚偽である疑いが判明した場合、「こども口座」を解約できるものとします。

(代表法定代理人の同意事項)

第7条 代表法定代理人は、「こども口座」を利用するに際し、次の事項に同意するものとします。

- ① この規程の内容及び「こども口座」における取引の内容について、他の法定代理人の同意を得たうえで行うこと
- ② 「こども口座」における取引および諸手続きに関して生じた一切の紛議については、当該口座の代表法定代理人がその責任を負うこと
- ③ 「こども口座」には取引を目的とした財産のみを預託すること
- ④ 新たに代表法定代理人になる場合は、過去の取引内容について遅滞なく了解すること
- ⑤ 代表法定代理人を交代する場合、新たな代表法定代理人に遅滞なく必要事項を引き継ぐこと、当社が必要と認めた情報が新たな代表法定代理人に引き継がれること
- ⑥ 当社が代表法定代理人を名義人とする口座又は「こども口座」の一方に対して講じた措置に関して他方に必要な措置を講じること
- ⑦ 名義人が成年に達したときは、名義人に対して「こども口座」の取扱いに関して当社が必要と認める手続きを行わせること

(規程の変更)

第8条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

2025年9月18日制定